

『茨城の生物多様性戦略』
アクションプラン 2025-2034

令和7年（2025年）9月
茨城県

目次

第1章 本アクションプランの基本的事項	1
(1) 趣旨	1
(2) 本アクションプランの位置づけ	2
(3) 対象区域	2
(4) 計画期間	2
第2章 短期目標期間（第一期）に行った県の取組と今後の方向性	3
(1) 短期目標期間（第一期）に行った県の取組	3
(2) 短期目標期間（第一期）における実績	6
(3) 今後の方向性	7
第3章 基本方針・行動目標	9
第4章 基本方針ごとの県の行動計画	13
基本方針1 豊かな生物多様性の保全・回復	13
基本方針2 生物多様性の持続的利用	19
基本方針3 ネイチャーポジティブ経済の実現	25
基本方針4 生物多様性を意識した行動変容	26
基本方針5 生物多様性の取組を推進する基盤整備	29
第5章 進行管理	31

第1章 本アクションプランの基本的事項

(1) 趣旨

近年、『生物多様性』が国内外からますます注目を集めています。令和4年（2022年）に『昆明・モントリオール生物多様性枠組』が採択され、令和5年（2023年）に『生物多様性国家戦略2023-2030』が策定されました。生物多様性国家戦略の2030年に向けた目標として、自然を回復軌道に乗せるため生物多様性の損失を止め反転させるという「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現が掲げられています。また、国では令和12年（2030年）までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全するという30by30目標の達成を目指し、保護地域やOECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）を増やすため、国立・国定公園の拡張や自然共生サイト※の認定等が推進されています。『生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書』によると、気候変動は、地球全体の自然を変化させている直接要因の一つであり、気候変動の進行に伴って、生物多様性に与える悪影響は増大すると予測されています。

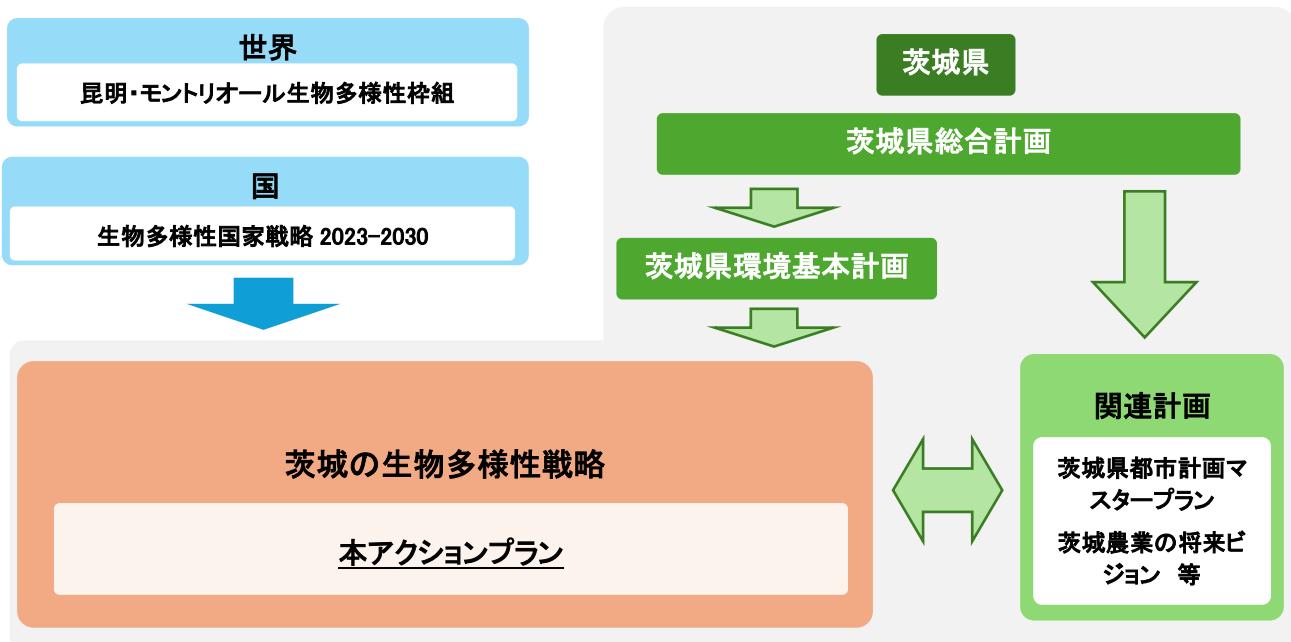
本県では、平成26年（2014年）に『茨城の生物多様性戦略』を策定し、2064年までの中長期目標を見据え、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を推進してきました。侵略的外来種対策や希少野生生物の保全、鳥獣被害への対策など、従来から取り組んできた課題への対応も着実に推進していくとともに、今後は、前述のような国内外の動向を踏まえた施策・取組が求められます。

『茨城の生物多様性戦略』の平成27年（2015年）から令和6年（2024年）までの短期目標期間（第一期）の満了にあたり、生物多様性に関する国内外の動向及び社会的関心の高まり、『生物多様性国家戦略2023-2030』を踏まえ、今後10年間の県の生物多様性に関する施策・取組を示す「行動計画」として、本アクションプランを策定します。

※自然共生サイト：地方自治体や事業者、団体・個人等が所有・管理する森林や緑地などを生物多様性保全に貢献する区域として国が認定する仕組み。認定基準を満たすことで保護地域内外問わず認定を受けられるため、OECMを増やすことに貢献する。

(2) 本アクションプランの位置づけ

本アクションプランは、生物多様性基本法第 13 条に基づく生物多様性地域戦略である「茨城の生物多様性戦略」に包含され、今後 10 年間（第二期：2025～2034 年）の県の生物多様性に関する施策・取組を示す「行動計画」です。



(3) 対象区域

茨城県全域

(4) 計画期間

2025 年から 2034 年まで



第2章 短期目標期間(第一期)に行った県の取組と今後の方向性

(1) 短期目標期間（第一期）に行った県の取組

茨城県では『茨城の生物多様性戦略』に基づき、生物多様性に関する施策・取組を推進してきました。短期目標期間（第一期）に進めてきた主な施策・取組は次の通りです。

これまでに進めてきた茨城県の生物多様性に関する取組（1／3）

重要な自然生態系の保全	<p>【ブナ林の保全】 筑波山山頂一帯に分布するブナ林とその生育環境を含む生態系の保全を総合的に推進するとともに、行政と県民が連携して保全等に取り組む際の指針とするために「筑波山ブナ林保全指針」を策定し、取組を進めました。</p> <p>【水郷筑波国定公園・県立自然公園の保全】 県内には水郷筑波国定公園や9つの県立自然公園が指定されています。多様な生態系の保護を進めるとともに、登山道やあづまや、野営場などの整備・維持管理を行い、利用促進を図りました。</p>
湖沼・湿地及びその周辺の保全	<p>【涸沼のラムサール条約湿地への登録】 涸沼が平成27年（2015年）にラムサール条約湿地に登録されました。涸沼の水質保全対策を計画的かつ総合的に推進していくために、令和3年（2021年）に「涸沼水質保全の対応方針」を策定しました。また、地域が一体となった浄化実践活動を推進するため、県民、団体、事業者及び行政で構成する「クリーンアップひぬまネットワーク」を中心として、水質保全に向けた普及啓発や自主的な水質保全活動などを促進しました。</p> <p>【霞ヶ浦水域の保全】 霞ヶ浦の水質を保全していくために、霞ヶ浦水質保全計画等に基づき森林湖沼環境税を活用しながら、生活排水対策や農地・畜産対策等、浄化効果の高い事業に重点化して実施しました。</p>
里地里山の保全	<p>【ヨシ帯の保全活動】 湖の生き物の隠れ家や野鳥のすみかとなり、湖の生態系にとって非常に重要な場所である霞ヶ浦北浦の湖岸にあるヨシ帯を保全するために、漁場環境・生態系保全活動支援事業として、漁業者等によるヨシ帯の保全活動等に対して補助を行いました。</p> <p>【外来魚対策】 霞ヶ浦に定着した外来魚は、自然生態系や漁業などに対して様々な問題を引き起こすことから、外来魚の減少を目的に、釣り魚有効活用促進事業として、霞ヶ浦で釣れた外来魚の回収を定期的に実施しました。</p>
	<p>【平地林・里山林の保全】 生物多様性を保全するために、里山林の管理の継続は大きな課題の一つといえ、森林湖沼環境税を活用した「身近なみどり整備推進事業」により、荒廃した平地林や里山林の間伐などの森林整備を支援し、2,027haの平地林整備を実施するなど一定の成果がありました。また、茨城県霞ヶ浦環境科学センターにおいて、里山保全活動に関する環境教育等を実施しました。</p>

これまでに進めてきた茨城県の生物多様性に関する取組（2／3）

希少野生生物とその生息・生育地の保全

【レッドデータブックの作成・改定】

県内の希少野生動植物の現状を把握・周知するために、「茨城のレッドデータブック」を随時作成・改定しています。平成24年(2012年)に「植物編」、平成28年(2016年)に「動物編」を改訂、令和2年(2020年)に新たに「蘚苔類・藻類・地衣類・菌類」を発行しました。

【国内希少野生動植物種の保全】

国内希少野生動植物種として、平成27年(2015年)にツクバハコネサンショウウオが、令和4年(2022年)にカドハリイが指定されました。この2種について、茨城県生物多様性センターを中心に、生息地調査や普及啓発活動を行いました。

【「茨城の野生動植物データベース」の作成・公開】

茨城県内の野生生物の現状を的確に把握し、より一層の保全・保護対策を進めるため「茨城の野生動植物データベース」の構築を平成27年度(2015年度)より進め、平成28年度(2016年度)より動物の情報を、平成29年度(2017年度)より植物の情報を公開しました。同データベースではレッドデータブック、生物文献情報などを収録しており、随時情報を更新してきました。

侵略的外来生物対策

【外来種データブックの作成】

本県における外来種の侵入や定着状況を正しく把握するため、「茨城の外来種データブック 2023年版」として本県への外来種の侵入状況をまとめ、公表・啓発を行いました。

【特定外来生物アライグマ対策】

アライグマの分布域拡大が見られることから、対策を強化して各種被害防止を図るため、令和3年(2021年)に「茨城県アライグマ防除実施方針(第3次茨城県アライグマ防除実施計画)」を策定しました。

【市民参加型の外来種防除活動の実施】

外来種の早期発見・早期防除の取組として「いばらきカミキリみつけ隊」や「キヨンの目撃情報提供に係る褒賞金」など、市民参加型の外来種防除活動を実施しました。

鳥獣被害対策

【イノシシ対策】

人間の活動縮小により、イノシシなどの有害鳥獣の生息数や分布が増加、農林業に深刻な被害をもたらしています。県では、令和4年(2022年)3月に茨城県イノシシ管理計画(第二種特定鳥獣管理計画)を策定し、被害を防止・減少させるために、指定管理鳥獣捕獲等事業による個体数管理を行いました。

【鳥獣保護区の管理】

鳥獣保護管理員を配置し、県内の鳥獣保護区における巡回や鳥獣の生息状況等の調査を実施しています。また、令和4年度(2022年度)に第13次鳥獣保護管理事業計画(令和4年度～令和8年度(2022～2026年度))を策定しました。

エコツーリズムの推進

【自然環境の利用を促進】

「常陸国ロングトレイル」や「関東ふれあいの道」などの長距離自然歩道等の利用促進や、「つくば霞ヶ浦りんりんロード」におけるサイクリングなど、自然を活用した観光利用を推進しました。

【国定公園の適正利用の促進】

国定公園内の適正利用を図るために、「自然環境整備計画(国定公園等整備事業)」に基づき、国定公園内のあずまややトイレ、キャンプ場、登山道などの整備を行いました。

これまでに進めてきた茨城県の生物多様性に関する取組（3／3）

普及啓発

【各施設での普及啓発】

霞ヶ浦環境科学センターにおいて、体験型環境学習のイベントの実施や、出前講座を行いました。また、筑波山臨時ビジターセンターにおいて、筑波山に生息する動植物や地質に関する標本、生物多様性に関するパネル展示を行いました。

【勉強会の実施】

特定外来生物ナガエツルノゲイトウに係る勉強会などを開催しました。

【自然体験の場の提供】

こどもたちがいきいきと元気に成長できるよう、豊かな自然とのふれあいや野外体験活動にふさわしい場所を5つの視点から100箇所選定し、「こどもいきいき自然体験フィールド100選」として設定しました。

【霞ヶ浦での体験学習】

霞ヶ浦湖上体験スクールを実施しました。湖上体験スクール指導案に基づいた霞ヶ浦湖上の体験学習を通して、霞ヶ浦の水質や水利用等について理解を深めることにより、水環境保全意識の醸成を図りました。

環境学習活動

【環境教育教材の作成】

環境教育の強化を図るために、自然環境や生活環境、地球環境問題に関するDVDやパネル、紙芝居などの教材を収集、および作成し、それらの貸出・配布を行いました。

【環境学習プログラムの実施】

環境に関する知識や理解を深める機会として、小学生、中学生、高校生それぞれに対して、環境学習プログラムや参加型イベントを実施しました。

人材育成

【人材育成・人材派遣】

地域や職場における環境学習・環境保全活動のリーダーを養成するためエコ・カレッジを開催するほか、地域の環境学習会等に専門家を派遣する環境アドバイザー制度を運用しました。

茨城県生物多様性センターの取組

【茨城県生物多様性センターの設置】

平成27年(2015年)に茨城県生物多様性センターを設置しました。動植物の専門職員を配置し、シンクタンクとしての機能を有するとともに、希少生物の生息状況調査の実施や、特定外来生物の防除に際して、他部局や市町村等をはじめとする関係機関との調整役を担いました。

【センターにおける外来種対策、希少種の保全】

同センターが中心となり、ナガエツルノゲイトウなどの特定外来生物の駆除活動や、ツクバハコネサンショウオの生息状況調査などの希少種の保全、生物多様性等の啓発パネル展示や啓発チラシの配布など、生物多様性に係る様々な活動を行いました。

(2) 短期目標期間（第一期）における実績

『茨城の生物多様性戦略』の短期目標期間（第一期）における目標に対する実績を整理しました。その結果、達成度「◎（100%以上）」は10個、「○（75%以上～100%未満）」は11個、「△（60%以上～75%未満）」は5個、「×（60%未満）」は3個となりました。

『茨城の生物多様性戦略』の短期目標（2015年～2024年）に関する実績

NO.	項目	策定時	目標	実績	達成度	達成率
1	自然公園面積	90,896ha(H25年度)	維持・拡大	90,896ha(R4年度)	◎	100.0%
2	自然環境保全地域面積／箇所数	面積 645ha 箇所数 34箇所 (H25年度)	維持・拡大	面積 645ha 箇所数 34箇所 (R4年度)	◎	100.0%
3	緑地環境保全地域面積／箇所数	面積 114ha 箇所数 44箇所 (H25年度)	維持・拡大	面積 114ha 箇所数 44箇所 (R4年度)	◎	100.0%
4	平地林保全整備面積(H5～H23年累計)	2,393ha(H25年度)	地域の要望に応じ、増やしていく	3,139ha (H5～R2年累計)	◎	131.2%
5	森林面積 うち民有林 うち国有林	186,779ha(H25年度) 141,791ha(H25年度) 44,988ha(H25年度)	適正な森林面積を確保し、多様で質の高い森林の育成に努める。	187,522ha(R4年4月) 142,485ha(R4年度) 45,037ha(R4年度)	◎	100.4%
6	造林面積	61ha(H25年度)	115ha〔県森林林業振興計画：H27年度〕	100ha(H27年度) 137ha(R4年度)	○	87.0%
7	間伐実施面積	2,093ha(H24年度)	2,620ha〔県森林林業振興計画：H27年度〕	1,846ha(H27年度) 661ha(R4年度)	△	70.5%
8	水辺空間づくり河川整備事業箇所数(累計)	40箇所(H25年度)	良好な水辺環境を保全・創出するため自然に配慮した河川整備を進めていく	42箇所(R4年度)	◎	105.0%
9	霞ヶ浦北浦湖岸の水生植物帯(ヨシ)造成面積	65,419m ² (H25年度)	71,748m ² (H27年度) 83,507m ² (R7年度)	71,503m ² (H27年度) 76,479m ² (R4年度)	○	99.7%
10	外来魚回収量(霞ヶ浦)	287.6t/年(H25年度)	800t/年(H27年度) 320t/年(毎年度) 〔環境基本計画〕	191.5t/年(H27年度) 303.6t/年(R4年度)	○	94.9%
11	都市公園面積	9.00m ² /人(H24年度)	9.5m ² /人(H27年度)	9.49m ² /人(H27年度) 10.1m ² /人(R3年度)	○	99.9%
12	鳥獣保護区 面積 箇所数	面積 61,834ha 箇所数 81箇所 (H25年度)	面積 61,834ha 箇所数 81箇所 〔鳥獣保護事業計画：H28年度〕	(R4年度) 面積 59,367ha 箇所数 79箇所	○	96.0%
13	ラムサール条約登録湿地	1箇所(H25年度)	4箇所(H34年度)	2箇所(R4年度)	×	50.0%
14	環境学習講座参加者数	12,774人(H23年度)	10万人(H25～H34年度累計)	58,144人 (H25～R4年度累計)	×	58.1%
15	人材育成事業修了者	60人(H25年度・単年)	2,000人(H25～H34年度累計)	937人 (H25～R4年度累計)	×	46.9%
16	環境NPO等と県の連携・協働事業実施件数	20件(H25年度)	協働取組数を増やす 〔県総合計画：H27年度〕	17件(R3年度)	○	85.0%
17	茨城エコ事業所登録制度登録件数	1,879件 (H25年度累計)	2,400件 (政策評価：H27年度)	2,206件(R4年度累計)	○	91.9%
18	ISO14001登録件数 エコアクション21登録件数	426件(H25年度累計) 151件(H25年度累計)	登録件数を増やす	312件(R4年度) 104件(R4年度)	△ △	73.2% 68.9%
19	温室効果ガス排出量 うち二酸化炭素	4,895.4万t-CO ₂ 4,720.4万t-CO ₂ (H23年度)	4,601.4万tから4,264.9万t-CO ₂ (H2年比▲8.5%～ ▲15.2%)〔県地球温暖化対策実行計画：H32年度〕	4,134万t-CO ₂ 3,881万t-CO ₂ (R2年度)	○ ○	82.7% 82.2%
20	大気環境中のフロン濃度 CFC-11 CFC-12 CFC-113	(H25年度) 0.24pp 0.37pp 0.056pp	全ての主体が一体となってフロン類の大気中への排出抑制に努める	(R4年度) 0.24pp 0.52pp 0.068pp	◎ △ ○	100% 71.2% 82.4%
21	フロン回収破壊法に基づくフロン類回収量(CFC, HCFC, HFC)	117,608kg (H26年1月)	排出フロンの全量回収に努める	186,803kg (R4年度)	◎	158.8%
22	再生可能エネルギーの発電設備容量	約645,000kw (H25年度)	導入量を増やしていく方向	約446,400kw (R4.12月)	△	69.2%
23	市町村における生物多様性保全活動	1市町村 (H25年度)	全市町村(44)で実施 (H34年度)	40市町村 (R4年度)	○	90.9%
24	レッドデータブックの改訂	植物(H25.3) 動物(改訂中)	概ね5年毎に改訂する	植物(改訂中) 動物(H28.3)	◎	100.0%
25	生物情報データベースの作成		概ね10年毎に改訂する	茨城の野生動植物データベース	◎	100.0%
26	絶滅危惧種の保全		生息地の保全を検討する	ツクバハコネサンショウオ、カドハリイ(国内希少野生動植物種)		

(3) 今後の方針性

昨今の生物多様性に関する国内外の動向や、茨城県のこれまでの施策・取組状況等を踏まえ、生物多様性施策の今後の方針性を次のように整理しました。

生物多様性施策の今後の方針性（1／2）

ネイチャーポジティブの実現	生物多様性国家戦略 2023-2030において、2030年までの短期目標「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」が掲げられています。本アクションプランにおいても、ネイチャーポジティブの実現を目指し、計画的に事業・取組を推進していきます。
30by30 目標への貢献	昆明・モントリオール生物多様性枠組や生物多様性国家戦略等において、30by30目標が掲げられています。自然公園等の保護地域や自然共生サイト等の拡充や管理強化が重要視されており、その対応が求められています。現在、茨城県内で自然公園等の保護地域や自然共生サイトとして指定・認定されている地域は県の面積の約22%あたります。
希少野生生物とその生息地の保全強化	国内希少野生動植物種であるツクバハコネサンショウウオ及びカドハリイをはじめとした希少種の保全を継続するとともに、市町村や地元団体の取組を支援・推進します。
侵略的外来種の対策強化	オオキンケイギクをはじめとした特定外来生物の防除活動や、アライグマ防除実施方針の策定、外来魚回収イベントの開催などを進めていますが、外来種の影響をさらに低減していくために、外来種対策を戦略的に推進していきます。
イノシシなどの鳥獣被害対策強化	農業被害をもたらすイノシシやマガモ、今後脅威となり得る二ホンジカなどに対する有害鳥獣対策として、農地での柵設置や狩猟者減少対策のための新人狩猟者育成、普及啓発やモニタリングなど、県内で実施している取組を強化していきます。
エコツーリズムの推進	県内の生物多様性の魅力を体感できるよう、自然観光資源を活用したエコツーリズムを推進します。
自然を活用した解決策(NbS)の推進	湿地や森林・河川などの自然を守ることで、生物多様性を基盤とした生態系サービスを享受できます。そのような自然が有する機能を活用して社会課題を解決していくことは重要であり、県としても取り組んでいくことが必要です。例えば、地域活性化という社会課題の解決に貢献するために、地域固有の自然環境や歴史文化などの魅力を活かすエコツーリズムや、旅行者が農地を訪れ、休暇・余暇を過ごすグリーン・ツーリズムなどを行っていきます。

生物多様性施策の今後の方向性（2／2）

ネイチャーポジティブ経済の実現	生物多様性国家戦略の5つの基本戦略の1つとして「ネイチャーポジティブ経済の実現」が掲げられています。自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)や「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」(令和6年(2024年)3月)の策定など、ネイチャーポジティブ経済に対する動きが各所で見られており、留意していくことが必要です。
県民一人ひとりの理解醸成・行動変容を促進	生物多様性国家戦略の5つの基本戦略の1つとして、「生活・消費行動における生物多様性の価値の認識と行動(一人一人の行動変容)」が掲げられています。本アクションプランにおいても、県民一人ひとりの理解醸成や行動変容として、県民の暮らしや経済活動における生物多様性への配慮を促進していきます。
市町村における生物多様性の取組を促進	各市町村における生物多様性に関する取組が重要と考えられることから、市町村の生物多様性地域戦略策定や生物多様性の保全活動などをサポートしていきます。
生物多様性に関する情報収集・整理及びモニタリングの強化	生物多様性の保全や普及啓発・情報発信を効果的に実施していくためには、野生生物の生息・生育状況や市民団体による保全活動の状況、重要な自然環境の指定・認定状況など、生物多様性に関する情報の収集・整理を行うことが必要です。また、最新技術などを活用して野生生物のモニタリングを強化するとともに、気候変動による生物多様性への影響把握に努めることが求められます。
生物多様性関係施策を推進する体制の強化	生物多様性保全と生態系の持続可能な利用に関する各種施策を一層推進するため、庁内における連携強化などを検討することが必要です。

第3章 基本方針・行動目標

「生物多様性国家戦略 2023-2030」や本県における生物多様性に関するこれまでの施策・取組及び今後の方向性を踏まえ、5つの基本方針を設定しました。「基本方針1 豊かな生物多様性の保全・回復」「基本方針2 生物多様性の持続的利用」「基本方針3 ネイチャーポジティブ経済の実現」「基本方針4 生物多様性を意識した行動変容」「基本方針5 生物多様性の取組を推進する基盤整備」に基づき、施策・取組を推進していきます。

基本方針1

豊かな生物多様性の保全・回復

生物多様性の保全・回復を推進することで、県内の豊かな自然を未来の子供たちに残していきます。

基本方針2

生物多様性の持続的利用

豊かな自然の恵みを享受し持続的に利用することで、生物多様性を保全することはもちろん、県民生活をより豊かなものにし、地域課題の解決に繋げます。

基本方針3

ネイチャーポジティブ経済の実現

民間事業者の事業活動について、生物多様性への配慮を促すこと、また生物多様性の保全に貢献する技術・サービスを支援することで、ネイチャーポジティブ経済を実現します。

基本方針4

生物多様性を意識した行動変容

市町村と連携しながら、生物多様性の価値や重要性に関する理解醸成・意識向上及び環境教育・環境保全活動に資する人材育成を図ることで、県民一人ひとりの生物多様性に配慮した行動を促進します。

基本方針5

生物多様性の取組を推進する基盤整備

生物多様性に関するプラットフォームを整備・強化することで、多様な主体の生物多様性活動を促進するとともに、連携の強化を図ります。

本アクションプランの行動目標と目標値

基本方針	行動目標		現状値	目標値（2034 年度）
基本方針 1 豊かな生物多様性の保全・回復	行動目標①	生物多様性の保全または回復が図られている区域※ ¹	178 箇所	200 箇所
	行動目標②	保護活動を実施している野生生物種	2 種	5 種
	行動目標③	特定外来生物の侵入防止・定着防止に向けた取組と防除の推進	推進	強化
基本方針 2 生物多様性の持続的利用	行動目標①	・いばらきみどり認定件数 持続可能な農林水産業の推進	3,904 件※ ⁴ (2020 年度)	5,100 件 (2027 年度)
	行動目標②	・有機 JAS 認証取得面積 生態系や農業等への鳥獣被害対策の強化	283ha (2020 年度)	560ha (2027 年度)
	行動目標③	・イノシシ捕獲数 エコツーリズム活動・自然体験活動を行っている県民の割合	80,746 頭 (2022 年まで累積)	151,000 頭 (累積)
基本方針 3 ネイチャーポジティブ経済の実現	行動目標①	ネイチャーポジティブ経済の普及啓発に向けた講演会の開催		10 回(累積)
	行動目標②	生物多様性の保全に貢献する事業活動に関する優良事例の紹介		実施
基本方針 4 生物多様性を意識した行動変容	行動目標①	県民の「生物多様性」の認知度※ ²	32.4% (2024 年度)	50%
	行動目標②	生物多様性に関する学習をした県民の割合	(参考 : 17.7%※ ⁵)	40%
	行動目標③	環境に優しい製品を選んで購入する県民の割合		40%
	行動目標④	生物多様性地域戦略策定市町村	5 (2024 年度時点)	15
基本方針 5 生物多様性の取組を推進する基盤整備	行動目標①	多様な主体と連携した生物モニタリング件数※ ³	6 件	10 件
	行動目標②	生物多様性に係るデータベースの整備と地図化	一部整備	実施

※¹ 国定公園や県立自然公園、鳥獣保護区（特別保護地区含む）、自然環境保全地域、緑地環境保全地域、自然共生サイトを含む（重複する区域あり）

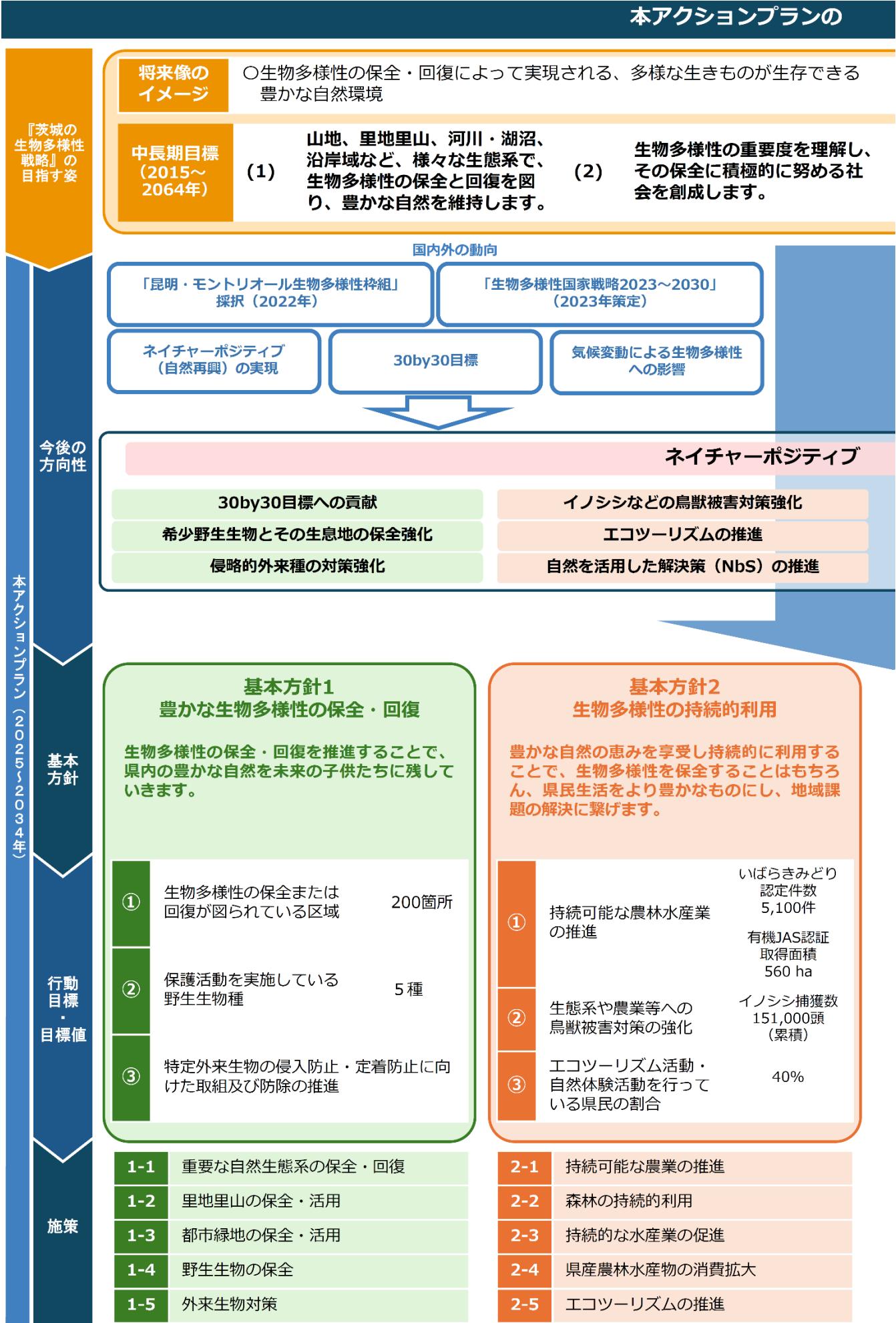
※² 「生物多様性」という言葉の意味まで知っている県民の割合

※³ 茨城県生物多様性センターが関与する生物モニタリングの件数

※⁴ 「いばらきみどり認定」は新しい制度であるため現状値はエコファーマー認定件数

※⁵ 参考「環境について自主的に学んでいる」県民の割合（2024 年度）

本アクションプランの



○様々な生態系を持続可能な方法で利用することによって、県民が世代を越えて自然の恵みを受けられる、人と自然環境が調和した共生社会

- (3) 生態系の持続可能な利用によって、
調和のとれた発展を可能にする社会
を創成します。
- (4) 人と自然が調和・共存し、世代を越えてそれを守り伝えられる社会を創成します。

これまでの県の取組



の実現

ネイチャーポジティブ経済の実現

県民一人ひとりの理解醸成・行動変容を促進

市町村における生物多様性の取組を推進

生物多様性に関する情報収集・整理及びモニタリングの強化

生物多様性関係施策を推進する体制の強化

基本方針3

ネイチャーポジティブ経済の実現

民間企業の事業活動について、生物多様性への配慮を促すこと、また生物多様性の保全に貢献する技術・サービスを支援することで、ネイチャーポジティブ経済を実現します。

- ① ネイチャーポジティブ経済の普及啓発に向けた講演会の開催 10回(累積)
- ② 生物多様性の保全に貢献する事業活動に関する優良事例の紹介

基本方針4

生物多様性を意識した行動変容

市町村と連携しながら、生物多様性の価値や重要性に関する理解醸成・意識向上及び環境教育・環境保全活動に資する人材育成を図ることで、県民一人ひとりの生物多様性に配慮した行動を促進します。

①	県民の「生物多様性」の認知度	50%
②	生物多様性に関する学習をした県民の割合	40%
③	環境に優しい製品を選んで購入する県民の割合	40%
④	生物多様性地域戦略策定市町村	15

- 3-1 生物多様性に配慮した事業活動の推進

- 4-1 生物多様性の保全に向けた行動変容の促進
- 4-2 保全活動を実施する人材の育成
- 4-3 市町村の生物多様性に関する取組支援

基本方針5

生物多様性の取組を推進する基盤整備

生物多様性に関するプラットフォームを整備・強化することで、多様な主体の生物多様性活動を促進するとともに、連携の強化を図ります。

①	多様な主体と連携した生物モニタリング件数	10件
②	生物多様性に係るデータベースの整備と地図化	

- 5-1 県の生物多様性情報の整理・公開
- 5-2 生物多様性アクションを促進する体制強化・連携促進
- 5-3 生物多様性への配慮を促す制度の運用

第4章 基本方針ごとの県の行動計画

基本方針1 豊かな生物多様性の保全・回復

施策1-1 重要な自然生態系の保全・回復

◆ 水郷筑波国定公園・県立自然公園の管理・運営

- ・自然公園（水郷筑波国定公園、県立自然公園）において、自然環境や生物多様性の保護及び利用を促進するために、公園計画に基づく管理・運営を行います。また、必要に応じ、公園計画の点検・見直しを行います。

取組	2025年度	～	2034年度
自然公園の管理・運営		→	

◆ 筑波山ブナ林保全指針に基づく保全・管理

- ・筑波山ブナ林保全指針に基づき、筑波山のブナ林の保全・管理を行います。具体的には、継続的なモニタリングの実施や、筑波山ブナの遺伝的多様性を維持するための生息域外保全、地域固有の生物相や生態系に対する脅威となる外来植物の防除、登山利用と植生回復の両立を図るための登山道ロープ柵の設置、山頂付近に侵入し繁茂しているアズマネザサの刈り払いを継続的に実施します。
- ・筑波山のブナ林は、気候変動による影響を受けることが予想されることから、関係機関と連携した筑波山由来ブナ苗づくりや気候変動影響把握のためのモニタリングなど、気候変動へ適応するための取組を行います。

取組	2025年度	～	2034年度
筑波山ブナ林保全指針に基づく保全・管理		→	

◆ 自然環境保全地域・緑地環境保全地域の保全

- ・「茨城県自然環境保全条例」に基づき、「自然環境保全地域」及び「緑地環境保全地域」の指定を推進するとともに、その保全を図ります。

取組	2025年度	～	2034年度
自然環境保全地域の指定推進・保全（自然環境保全地域 34箇所）		→	
緑地環境保全地域の指定推進・保全（緑地環境保全地域 44箇所）		→	

◆ 天然記念物の保護

- ・文化財保護法や茨城県文化財保護条例に基づき指定された天然記念物について、その保護を図るとともに周知を行います。

◆ 霞ヶ浦水域等の保全・回復

- ・「湖沼水質保全計画」に基づく水質保全対策を実施し、霞ヶ浦の水質を着実に改善するとともに、水生生物等の生息・生育環境の保全・回復を図ります。「いばらき霞ヶ浦宣言 2018」を踏まえ、「基盤サービス」、「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」の4つで構成される生態系サービスを衡平に享受し、次世代に引き継いでいくよう取組みます。
- ・野鳥や希少植物などの生息地を守るため、関係機関と連携を図りながら、妙岐ノ鼻をはじめとする湿地の保全を図ります。
- ・「漁場環境・生態系保全活動支援事業」により、漁業者等による植生（ヨシ）帯の保全活動の支援を継続します。
- ・希少種や水産上重要な種を含む在来種の保全のため、外来魚対策を推進します。また、釣り魚有効活用促進事業として、霞ヶ浦水域にて釣れた外来魚を回収するイベントを開催するなど、継続的に外来魚対策を実施していきます。
- ・霞ヶ浦流域や千波湖におけるアオコ回収等を実施していきます。
- ・「牛久沼水質保全の対応方針」に基づき、水質保全対策、自然環境の保全、環境学習・環境教育の推進、調査研究の推進、地域資源としての価値の向上に関する取組を推進することで、牛久沼が持つ豊かな水環境を維持していきます。
- ・霞ヶ浦をはじめとする「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」選定地について周知とともに、その保全・回復を図ります。
- ・水域生態系において気候変動による影響が生じると予想されることから、関係機関と連携した気候変動影響把握のためのモニタリングなどを検討・実施します。

取組	2025 年度	～	2034 年度
「湖沼水質保全計画」に基づく水質保全対策の継続		→	
植生（ヨシ）帯の保全活動支援		→	
未利用魚（外来魚）の回収 (回収量 325.0t/2023 年度)		→	【目標】回収量 320t/年
「牛久沼水質保全の対応方針」に基づく取組		→	

◆ ラムサール条約湿地の保全

- ・多様な動植物の生息・生育の場として重要なラムサール条約湿地である涸沼の保全とワイスユースを推進します。ラムサール条約の目的である「湿地及び動植物の保全」と「賢明な利用（ワイスユース）」、「交流・学習」を意識し、水質の改善を図り、良好な水環境の保全に取り組みます。
- ・「涸沼水質保全の対応方針」に基づく取組を推進することで、ヤマトシジミを始めとする水産資源の維持増大、動植物を育む水辺環境・生物多様性の保全・再生、流域住民一人ひとりが涸沼について理解を深めることを目指します。
- ・涸沼の資源を守るための漁獲サイズや捕獲時期の制限等に関する取り決めの継続や「たかっぽ漁」や「笹浸し漁」などの伝統漁法が伝承されることを支援します。
- ・涸沼水鳥・湿地センターにおいて、市町の実施する生物多様性や環境保全に関する普及啓発や、涸沼の魅力発信、ワイスユースに係る取組、交流人口の拡大を支援します。（新規取組）

取組	2025 年度	～	2034 年度
「涸沼水質保全の対応方針」に基づく取組		→	
涸沼水鳥・湿地センターにおける取組支援		→	

◆ 海岸域の保全・回復

- ・プラスチックなどの海岸漂着物の対策として策定された「茨城県海岸漂着物対策推進地域計画」の改訂を進め、海岸漂着物減少のためのモニタリングの実施を継続します。
- ・アクアワールド茨城県大洗水族館において、ウミガメの保全を図るために、ウミガメの産卵調査およびストランディング調査を継続的に実施します。

取組	2025 年度	～	2034 年度
茨城県の海岸漂着物量の把握		→	
ウミガメの産卵調査・ストランディング調査の実施		→	

◆ 自然共生サイト等への認定促進

- ・生物多様性の保全に資する区域における取組を積極的に支援し、自然共生サイト等の認定を促進します。（新規取組）

取組	2025 年度	～	2034 年度
自然共生サイト認定促進 (自然共生サイト 11箇所/2024 年)		→	

施策 1-2 里地里山の保全・活用

◆ 里地里山の保全・活用

- ・県内に8箇所ある「生物多様性保全上重要な里地里山」選定地をはじめ、県内に広く分布する里地里山地域を保全するため、地元団体と協力して、保全活動や環境学習活動、里地里山の活用を推進します。
- ・里山林や平地林の管理に繋がる情報提供等を行うことで、市町村の里地里山の保全・活用に関する取組を支援します。

施策 1-3 都市緑地の保全・活用

◆ 都市公園の整備・管理及び活用

- ・「茨城県都市公園条例」等に基づき、県営都市公園の整備・管理及び活用を推進します。

取組	2025 年度	～	2034 年度
都市公園の整備・管理及び活用		→	

施策 1-4 野生生物の保全

◆ 鳥獣保護区等の指定・更新

- ・県内の鳥獣の生息環境の保全の観点から鳥獣保護区の維持・拡大は重要であるため、鳥獣保護区の更新を行うとともに、新規指定を検討します。
- ・鳥獣の生息域保全を図るため、鳥獣保護区特別保護地区の更新を行うとともに、新規指定を検討します。

取組	2025 年度	～	2034 年度
鳥獣保護区の更新・新規指定 (鳥獣保護区 79 箇所)		更新・新規指定	→
鳥獣保護区特別保護地区の更新・新規指定 (鳥獣保護区特別保護地区 8 箇所)		更新・新規指定	→

◆ レッドリスト・レッドデータブックの改訂

- ・県内の希少野生動植物の最新情報を収集・把握し、「茨城県版レッドリスト」「茨城県版レッドデータブック」を概ね10年ごとに改訂します。

取組	2025 年度	～	2034 年度
レッドリスト・レッドデータブックの改訂		概ね 10 年ごとに改訂	→

◆ 希少野生生物の保護

- ・県内に生息している国内希少野生動植物種であるツクバハコネサンショウウオやカドハリイの保全活動や調査を継続します。また、希少野生生物の個体数減少要因や課題等を整理することで、県内の絶滅種・絶滅危惧種をこれ以上増やさないように努めます。
- ・ツクバハコネサンショウウオ及びカドハリイのパンフレットを作成・公開することで、希少種及びその生息・生育する生態系について普及啓発を行い、県民の意識醸成を図ります。
- ・ガンカモなどの野生生物の生息調査を関係団体と協力して実施し、継続的にモニタリングを行います。
- ・希少野生動植物保護の基本的な考え方を整理し、開発事業を行う際の手続きや今後実施すべき保護施策をとりまとめた「茨城県希少野生動植物保護指針」について、希少野生動植物の保護施策の充実を図るため、最新の知見を踏まえて改訂することを検討します。(新規取組)

取組	2025 年度	～	2034 年度
妙岐ノ鼻におけるカドハリイの保全活動		→	
ツクバハコネサンショウウオの生息状況調査		→	
関係団体と協力したガンカモ類の生息調査		→	

施策 1-5 外来生物対策

◆ 戦略的な外来生物対策方針の策定

- ・侵略的外来種対策を戦略的に行うため、県内の外来種対策の方向性や対策優先種を検討します。(新規取組)

◆ 外来種に関する普及啓発

- ・外来生物に関するリーフレットの作成・公開や、市町村や活動団体の外来種防除活動・啓発イベントの周知・実施を支援します。

取組	2025 年度	～	2034 年度
外来生物に関するリーフレットの作成・公開		→	
外来種防除活動・啓発イベント実施支援		→	

◆ 早期発見・早期防除の体制構築

- ・生態系や生活環境、農作物に悪影響をおよぼす外来種に関して、本県への侵入状況をまとめた「茨城における外来種リスト」「茨城の外来種データブック」について周知を図るとともに、必要に応じ改訂し、県内の外来種の状況について啓発を行います。
- ・茨城県アライグマ防除実施計画に基づき、市町村、地域住民、関係団体等と協力して、アライグマを防除するととともに、外来種等が媒介するマダニに起因する SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等の人獣共通感染症への注意喚起を図ります。
- ・ナガエツルノゲイトウやオオキンケイギクなどの特定外来生物の防除活動を県民と協力して継続的に実施することで、特定外来生物の防除を推進します。
- ・キヨンの目撃情報および捕獲に係る褒賞金の交付や、クビアカツヤカミキリ・ツヤハダゴマダラカミキリの防除活動「いばらきカミキリみつけ隊」の実施などにより、効果的な外来生物防除を推進します。

取組	2025 年度	～	2034 年度
茨城における外来種リスト及び茨城の外来種データブックの周知		周知の継続・定期的な改訂	→
アライグマ防除の推進			→
県民と協力した特定外来生物の防除活動			→

◆ 家庭動物等の適正な管理

- ・動物の愛護及び管理に関する法律及び茨城県動物の愛護及び管理に関する条例の周知及び啓発を行うことで、家庭動物（犬・猫など）等の適正飼養を促進します。
- ・自然界への放出・定着による生態系被害を防止するために、家庭動物（犬・猫など）の所有者に対し、逸走防止措置の徹底及びマイクロチップ装着についての周知及び啓発等を行います。

取組	2025 年度	～	2034 年度
動愛法及び県動愛条例の周知及び啓発			→
逸走防止措置及びマイクロチップ装着徹底の周知及び啓発			→

基本方針 2 生物多様性の持続的利用

施策 2-1 持続可能な農業の推進

◆ 農地の保全

- ・生物多様性の観点からも農地の保全を図るため、農業者の経営環境の改善や新規就農者への支援を進めるなど農業の担い手の育成・確保に努め、地域の担い手への農地利用集積を促進するとともに、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るための地域活動の支援や農地転用規制の厳格化等により優良農地の確保・保全を図ります。
- ・「茨城県農村地域活性化人材育成講座」を実施することで、人材を発掘・育成し、地域資源を活かした農に関連する事業や地域づくりを支援することを通じて、地域課題の解決や所得の向上等を図ります。
- ・農業に係る各種支援施策を掲載したガイドブック（農業者等支援施策活用ガイドブック等）を作成することで、農業の経営発展、就農等を推進します。
- ・「多面的機能支払交付金事業」や「中山間地域等直接支払交付金事業」等を通じて、生きもののすみかとなる機能や体験学習と教育の機能、癒しや安らぎをもたらす機能などの農地・農村の有する多面的機能の確保・発揮を図ります。
- ・中山間ふるさと・水と土保全推進事業（棚田基金）により、棚田及び周辺と土地改良施設の有する多面的機能の発揮と、田植え体験会や探訪ツアー、交流会などを実施する「ふるさと魅力発見隊事業」の実施により、都市住民を交えた地域住民活動の推進を図ります。

取組	2025 年度	～	2034 年度
優良農地の確保・保全			
「茨城県農村地域活性化人材育成講座」の実施			
農業に係る各種支援施策の周知			
「多面的機能支払交付金事業」の実施			
「中山間地域等直接支払交付金事業」の実施			
「ふるさと魅力発見隊事業」の実施			

◆ 環境保全型農業の推進

- ・「環境保全型農業直接支払事業」等を継続することで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者を支援します。
- ・「いばらきオーガニックステップアップ事業」等を推進し、有機農業のモデル団地育成支援や、荒廃農地等を活用した農地集約・環境整備支援、有機農業の指導人材育成等を実施します。
- ・有機農産物としての表示・販売に必要で、販路の確保や消費者の理解促進に資する「有機 JAS 認証」の認証取得に向けた取組を拡大します。また、環境負荷低減事業実施計画の認定（いばらきみどり認定）を促進します。
- ・GAP (Good Agricultural Practices : 農業生産工程管理)については、農業者に対して、セミナーの開催や国際水準 GAP ガイドラインを周知することにより、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の 5 分野からなる国際水準 GAP に関する理解醸成を図るとともに、その取組を推進します。
- ・茨城県 GAP 推進事業（GAP 認証取得支援アドバイザーの派遣）により、県が選任したアドバイザーを派遣し、農業者の GAP 取得に係る取組を支援します。
- ・「茨城県特別栽培農産物認証制度」によって、化学肥料や化学合成農薬を削減するなどの一定の条件を満たして生産された農産物を認証します。これにより環境にやさしい農産物を求める消費者ニーズに対応した農業生産の拡大と流通の適正化を図ります。

取組	2025 年度	～	2034 年度
「環境保全型農業直接支払事業」の実施		→	
いばらきオーガニックステップアップ事業の推進		→	
有機農産物の生産拡大 (有機 JAS 認証取得面積の実績 283ha/2020 年度)		→	【目標】560ha/2027 年度
農業の環境負荷低減を推進(いばらきみどり認定の促進) (環境負荷低減事業活動認定件数 3,904 件*/2020 年度) ※実績はエコファーマー認定件数		→	【目標】5100 件/2027 年度
国際水準 GAP の取組を推進		→	
茨城県特別栽培農産物認証制度の継続的運用		→	

◆ グリーン・ツーリズムの推進

- 農村地域では、人口減少等による活力低下が問題となっていることから、都市農村交流により地域を活性化し、交流人口の拡大や所得の向上を図る都市農村交流推進事業を推進します。具体的には、体験メニューの創出や異業種と連携した事業づくりができる人材の育成、都市農村交流研修会の開催、農泊推進モデル事業などを行います。
- 県ホームページ「いばらきのグリーン・ツーリズム」を活用し、継続的に都市農村交流に関する情報を発信します。

取組	2025 年度	～	2034 年度
都市農村交流推進事業の推進		→	

◆ 鳥獣による被害対策の推進

- イノシシによる農林作物被害等の低減を図るため、「茨城県イノシシ管理計画（第二種特定鳥獣管理計画）」に基づき、被害防止及び地域個体群の管理を図っていきます。
- 「茨城県ニホンジカ管理方針（第二種特定鳥獣管理計画）」に基づき、近年、県内で目撃情報が増えているニホンジカについて、指定管理鳥獣捕獲等事業による個体数管理を行い、その個体数の増加及び生息域の拡大を防止し、生態系、生活環境及び農林業等への被害を未然に防ぎます。
- 市町村と連携しながら鳥獣被害対策を推進するため、茨城県鳥獣被害防止総合対策事業等を通じて、市町村の取組を支援します。
- レンコンの農作物被害軽減のため、適切な防鳥網の設置・管理などの各種対策の周知徹底を図るとともに、マガモ等の捕獲を実施します。なお、防鳥網は羅網被害を軽減するタイプの使用を推進していきます。
- 捕獲したイノシシやマガモなどのジビエとしての利活用を推進します。
- 狩猟者などの鳥獣被害対策の担い手となる人材の育成・確保を図るため、一般県民を対象とした狩猟体験会や、狩猟免許新規取得者を対象とした新人ハンタースキルアップ研修会、鳥獣被害対策に関する専門的な知識や技術の取得を目的とした野生鳥獣による農作物被害対策担当者研修等を開催していきます。

取組	2025 年度	～	2034 年度
茨城県イノシシ管理計画に基づく個体群管理 (捕獲頭数 6,029 頭/2023 年)		→	【目標】捕獲数 15,100 頭/年
茨城県ニホンジカ管理方針に基づく取組の実施		→	
市町村による鳥獣被害対策への支援		→	
マガモ等の捕獲		→	
鳥獣被害対策の担い手となる人材の育成		→	

施策 2-2 森林の持続的利用

◆ 持続可能な林業の推進

- ・森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、自立した林業経営による適切な森林の整備を推進します。
- ・県産木材の利用促進を図るため、モデルとなる建築物の木造化・木質化等の取組を推進します。
- ・水源の涵養や土砂の崩壊その他の災害の防備等、特定の公共目的を達成するため、保安林の指定・管理を行います。

取組	2025 年度	～	2034 年度
適切な森林の整備		→	

施策 2-3 持続的な水産業の促進

◆ 持続可能な水産資源の管理

- ・マイワシ、サバ類、マアジ、クロマグロ等について、水産資源の持続的な利用を図るため、漁獲可能量（TAC）制度による資源管理を継続的に実施していきます。
- ・イワシ・サバ類の卵仔魚などの海洋観測調査や市場で水揚げされる漁獲物の体サイズの測定を継続して実施し、持続可能な水産資源の利用に努めます。
- ・鹿島灘での潮干狩りルールを継続することで、「鹿島灘はまぐり」等の二枚貝類資源の保護を図ります。
- ・持続可能で適切な資源管理を行う漁業を推進するために、水産認証（MSC 認証や ASC 認証など）の取得促進を検討します。（新規取組）

取組	2025 年度	～	2034 年度
TAC 制度による水産資源の持続的利用		→	
海洋観測調査等の継続的実施		→	

施策 2-4 県産農林水産物の消費拡大

◆ 県産農林水産物に関する情報発信

- ・県内の農林水産物やそれらを使った加工品等の消費拡大及び認知度向上のため、「茨城をたべよう運動」により、広く県内外に発信していきます。「いばらき食と農のポータルサイト」や各種 SNS 等様々な媒体を活用した積極的な情報発信により、県産農林水産物の魅力を広めていきます。
- ・県産品を取り扱っている県内外の販売店や料理店を「茨城県農林水産物取扱指定店」として指定し、PR を図ることで、県産農林水産物及び加工品の利用を促進・拡大します。

取組	2025 年度	～	2034 年度
県産農林水産物に関する情報発信			→
県産農産物の利用促進 （「茨城県農林水産物取扱指定店」 販売店 227 店舗、飲食店 290 店舗： 2024 年 11 月末時点）		【目標】 580 店舗/2028 年	→

施策 2-5 エコツーリズムの推進

◆ エコツーリズムの推進

- ・自然環境の保全と魅力的な利用の両立を図るため、エコツーリズムを推進します。エコツーリズムを推進することで、地域の自然を活かした観光の振興を行うとともに、自然に触れる機会を増やし、自然環境保全に関する意識啓発等に繋げます。
- ・「首都圏自然歩道（関東ふれあいの道）」茨城県内ルートや「常陸国ロングトレイル」に関する周知の強化や踏破認定証の発行、整備・維持管理等を行うことにより、長距離自然歩道をはじめとするロングトレイルの利用を促進します。
- ・ナショナルサイクルルートである「つくば霞ヶ浦りんりんロード」の利用促進を図ります。
- ・「自然環境整備計画（国定公園等整備事業）」に基づき、水郷筑波国定公園内における四阿やトイレ、キャンプ場、登山道などを整備するとともに、植生の維持管理を行うことで、自然公園の適正利用を推進します。
- ・自然環境への关心や理解を深めるため、国定公園管理員や県立公園指導員、登録制ボランティア制度「筑波山センター」による利用者への案内指導を行うほか、自然観察会など自然とのふれあいの場を提供します。また、筑波山臨時ビジターセンターなどの取組を行い、観光旅行者に自然環境に関するインタープリテーション（解説）を行います。
- ・県内のジオパーク推進活動と連携を図りながら、地形地質や野生生物を題材としたエコツアーを観光旅行者の感動体験に繋げる取組を検討します。
- ・県内の「日本の渚100選」3カ所（大洗海岸、高戸小浜海岸、五浦海岸）や海水浴場などにおける海岸の適正利用を推進します。特に、大洗サンビーチでは、海岸利用者の安全確保などのため自動車等乗入れ規制を継続します。

取組	2025 年度	～	2034 年度
ロングトレイルの利用を促進 (首都圏自然歩道（茨城県内ルート）の踏破認定者数 2023 年度累計 364 人)		➡	【目標】首都圏自然歩道（関東ふれあいの道）茨城県内ルートの踏破認定者数 2032 年度までに累計 450 人
自然環境整備計画に基づく整備		➡	

基本方針3 ネイチャーポジティブ経済の実現

施策3-1 生物多様性に配慮した事業活動の推進

◆ ネイチャーポジティブ経済に関する普及啓発

- ・ネイチャーポジティブ経済に関する講演会等の開催や、優良事例の紹介などにより、事業者が実施可能な生物多様性に関する取組について情報提供を行うことで、事業者の生物多様性に関する意識醸成及び取組の促進を図ります。（新規取組）

取組	2025年度	～	2034年度
生物多様性に関する普及啓発		効果的手法の検討・普及啓発の推進	→

◆ 生物多様性の保全に関する事業活動の連携

- ・生物多様性に関心を持った事業者と生物多様性保全活動を行う団体をつなぐ仕組みを検討します。（新規取組）

取組	2025年度	～	2034年度
生物多様性の保全に関する事業者と保全活動団体をつなぐ仕組みの検討		仕組みの検討・構築・施策の推進	→

◆ グリーン購入の推進

- ・県は、自らの事務事業の執行に際し、「令和6年度グリーン購入推進方針」に基づき、環境負荷の低減に資する環境物品等の優先的な購入を行います。生物多様性に配慮した物品等を率先的に購入することについて情報発信することで、市町村や事業者、一般消費者の取組を促します。

基本方針 4 生物多様性を意識した行動変容

施策 4-1 生物多様性の保全に向けた行動変容の促進

◆ 生物多様性に関する普及啓発及び環境学習の推進

- ・生物多様性に関する県民向け講演会・勉強会を開催することで、県民の生物多様性に対する意識啓発及び理解醸成を図ります。
- ・茨城県が取り組んでいる事業や施策について、県職員が学校や職場などに出向いて説明する県政出前講座を通して、生物多様性や特定外来生物に関する普及啓発を実施します。
- ・関係機関と連携しながら、霞ヶ浦学講座や霞ヶ浦自然観察会、サイエンストーク、自然ラボ（観察会）、移動博物館など、生物多様性に関する学習講座やイベントを継続的に開催します。
- ・環境学習教材として、小学校向け環境実践プログラム「キッズミッション」及び中学校向け環境学習プログラム「みんなでつくろう！持続可能な茨城」を作成・公開するとともに、高校生から募集した啓発イラストを「エコライフ」として県ホームページに公開し、学校や家庭における環境学習を推進します。また、生物多様性に関する内容を充実させるための改訂を検討します。
- ・県内の小中学生を対象とした湖上体験スクール等の体験型の環境学習を実施し、水環境保全意識の醸成を図ります。
- ・森林や林業に関する講義や自然や木に触れ合う体験活動を通じた、森林や林業について小中学生をはじめとする県民の理解醸成を目的に森林・林業体験学習を実施します。
- ・子どもたちが自主的に行う環境保全活動「こどもエコクラブ」について県ホームページにて公開し、関係団体と連携してその活動を支援します。

取組	2025 年度	～	2034 年度
講演会・勉強会の開催		～	
県政出前講座の実施		～	
環境実践プログラム・学習プログラムの公開・活用		～	

◆ 県ホームページや SNS を活用した行動変容を促す情報発信

- ・茨城県生物多様性センターのホームページ（HP）や SNS を活用し、県民一人ひとりが生活・消費行動における生物多様性の価値を認識し、生物多様性を意識したライフスタイルへと転換するため必要な情報を発信します。また、県の生物多様性に関する取組について分かりやすい情報発信を行うことで、生物多様性に関する普及啓発を図ります。

取組	2025 年度	～	2034 年度
県 HP 等による情報発信		～	

◆ 自然体験活動等の推進

- ・茨城県民の森や霞ヶ浦環境科学センター、ミュージアムパーク茨城県自然博物館、アクアワールド茨城県大洗水族館など、多様な環境学習拠点を活用しながら、豊かな自然にふれあう体験学習事業などを展開します。
- ・自然体験活動等の「体験の機会の場」の認定手続きを適切に実施します。

取組	2025 年度	～	2034 年度
豊かな自然にふれあう体験学習事業		→	

施策 4-2 保全活動を実施する人材の育成

◆ 保全活動の実施支援

- ・保全活動を実践する NPO が対象となる「茨城県企業連携型 NPO 活動支援事業」を継続します。
- ・環境保全意識の高揚を図るため、環境保全活動などに関する功績が顕著な団体や個人に対し、県独自の環境保全功労者表彰を行います。
- ・保全活動団体を対象とした各種の助成金についての情報を提供するなどして、環境保全活動を支援します。

取組	2025 年度	～	2034 年度
「茨城県企業連携型 NPO 活動支援事業」の実施		→	
環境保全功労者表彰		→	

◆ 生物多様性保全に関する人材の育成

- ・各地域で環境教育・環境保全活動を推進するリーダーとなる人材を養成するため、エコ・カレッジをはじめとした人材育成事業を継続的に実施します。

取組	2025 年度	～	2034 年度
エコ・カレッジなどの環境学習人材育成講座の実施		→	

施策 4-3 市町村の生物多様性に関する取組支援

◆ 市町村の取組支援

- 各市町村における生物多様性に関する取組が重要と考えられることから、市町村の生物多様性地域戦略策定や、自然環境保全活動、生物多様性に関する普及啓発活動などを支援します。(新規取組)

取組	2025 年度	～	2034 年度
市町村の生物多様性に関する取組の支援		→	

基本方針5 生物多様性の取組を推進する基盤整備

施策5-1 県の生物多様性情報の整理・公開

◆ 生物多様性に関する調査及び情報収集・整理

- 霞ヶ浦環境科学センターやミュージアムパーク茨城県自然博物館、アクアワールド茨城県大洗水族館などにおいて、生物多様性に関する調査研究及び情報収集・整理、情報発信を行います。
- 茨城県内の野生生物の現状把握や保護を進めるため、県内に生息する希少な動植物や外来種などの情報を検索することができるよう整備された「茨城の野生動植物データベース」について、継続的に運用していきます。
- 県民向け普及啓発に資するため、県内の生物多様性に関する情報を収集・整理し、分かりやすく地図化するなどして県ホームページ等において公開します。(新規取組)
- 気候変動や外来種の侵入による生物多様性への影響を可能な範囲でモニタリングし、必要に応じ、対応を検討・実施します。

取組	2025年度	～	2034年度
生物多様性に関する県営施設の運営・調査研究及び情報収集・発信等		→	
茨城の野生動植物データベースの運用		→	

施策5-2 生物多様性アクションを促進する体制強化・連携促進

◆ 茨城県生物多様性センターの機能強化

- 茨城県生物多様性センターでは、その設置以降、希少野生動植物に関するモニタリング調査や外来生物の防除活動をはじめ、生物多様性に関する普及啓発・イベント開催等を実施しています。引き続き、これまでの生物多様性に関する活動を継続的に実施していきます。
- 自然共生サイト等の推進やコーディネーター機能など、生物多様性に関する新たなニーズに対応するために茨城県生物多様性センターの機能強化を図ります。(新規取組)

取組	2025年度	～	2034年度
茨城県生物多様性センターにおける取組(希少種のモニタリング調査や外来生物防除活動の実施)		→	

◆ 広域的な連携

- ・生物多様性は地域ごとに特色があることから、市町村を越えた地域や流域等で取組を推進しているところですが、外来生物対策や野生鳥獣管理をより効果的に推進していくため、隣接県等との連携を強化していきます。

取組	2025 年度	～	2034 年度
隣接県等との連携強化		→	

◆ 茨城県環境アドバイザー制度の継続

- ・県内の環境保全に関する知識の普及を図るとともに、環境教育・学習の推進に資することを目的として、県内の市民団体や学校、こどもエコクラブ等が主催する環境問題に関する講演会・観察会等に茨城県環境アドバイザーを派遣する制度を継続します。

取組	2025	～	2034 年度
茨城県環境アドバイザー制度の継続		→	

施策 5-3 生物多様性への配慮を促す制度の運用

◆ 茨城県環境影響評価制度の運用

- ・茨城県環境影響評価条例に基づいた環境影響評価制度を適切に運用し、大規模な開発事業による生物多様性への影響の回避・低減等を図ります。

◆ 促進区域の設定に関する基準及び環境配慮事項

- ・地球温暖化対策推進法に基づき、自然的・社会的条件に応じた環境保全に配慮しながら再生可能エネルギーを導入するための「促進区域」の設定に関する基準及び考慮すべき環境配慮事項を定めます。

第5章 進行管理

本アクションプランの実行力を高めるためには、それぞれの取組を着実に実施していくことが重要です。そのため、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（検証）、ACTION（見直し）のPDCAサイクルを行い、本アクションプランを推進していきます。

【PLAN（計画）】

- ・一年間で実施する取組内容を設定します。
- ・必要に応じ、5年毎に、本アクションプランの見直しを行います。

【DO（実行）】

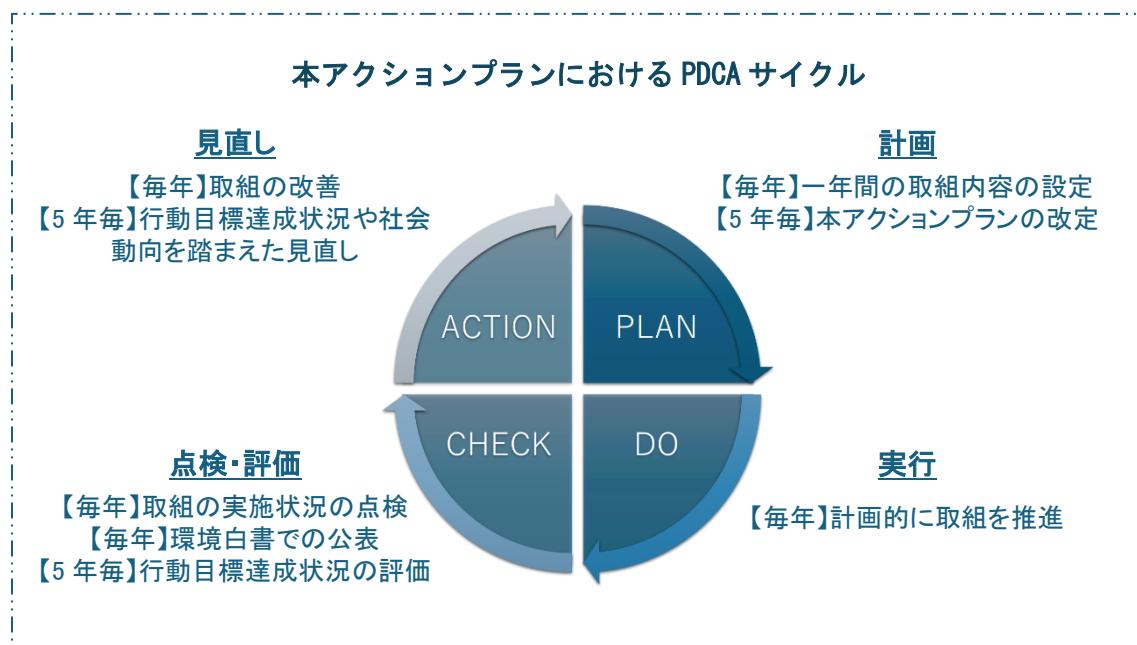
- ・本アクションプランに基づき、計画的に取組を推進します。

【CHECK（点検・評価）】

- ・本アクションプランに記載された取組の実施状況を点検します。
- ・可能な場合には、環境白書にて取組の実施状況や行動目標の達成状況を公表します。
- ・5年毎に、行動目標の達成状況について評価を行います。

【ACTION（改善・見直し）】

- ・取組の実施状況の点検結果を踏まえ、次年度の取組を改善します。
- ・必要に応じ、5年毎に、行動目標の達成状況や生物多様性に関する社会動向を踏まえながら、アクションプランを見直します。



『茨城の生物多様性戦略』

アクションプラン 2025-2034

発行日 2025年9月

発 行 茨城県県民生活環境部環境政策課

生物多様性センター

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

TEL 029-301-1111(代表)